



三重大学振興基金

ご寄附のお願い

学資援助事業

学内施設の整備事業

三重の力を世界へ 世界から三重へ 未来を拓く地域共創大学

三重大学は平成16年度から国立大学法人という新たな組織形態に移行し、「三重の力を世界へ：地域に根ざし、世界に誇れる独自性豊かな教育・研究成果を生み出す～人と自然の調和・共生の中で～」という基本目標を掲げて、地域の社会や住民の皆様との緊密な連携をとりつつ、「人類福祉の増進」「自然の中での人類の共生」「地域・国際社会の発展」に貢献できる「人材の育成と研究の創成」に、教職員一同力を合わせて取り組んで参りました。

このような高いミッションの実現に向かって、国立大学法人としての目標を達成し、地域社会からの期待に十分応えることの出来る大学に成長・発展を遂げるためには、学部学生、大学院生、留学生などの修学環境の整備とキャリア支援、国際教育研究交流事業の推進、産官学民連携活動の強化等、多くの重点課題に取り組むことが大切と考えています。しかし、法人化以降、大学運営の効率化とともに基盤的予算の削減が既定路線となり、新たな課題に対する戦略的、裁量的投資の余地は極めて限られてきているのが現状です。

このような状況を鑑み、大学全体の組織として「三重大学振興基金」を設立し、広く学内外の皆様からのご好意をお受けして参りました。卒業生をはじめ地域社会の皆様のご理解とご協力を仰ぎながら、引き続き「基金」を運営・発展させることにより、自主的・戦略的に大学の活動を発展させて行きたいと思っております。

このような趣旨にご理解とご賛同を賜り、格別のご支援を賜りますよう、何卒よろしくごお願い申し上げます。



三重大学 学長

伊藤 正明

三重大学振興基金の事業概要

基金事業は、大学で幅広く活用する「一般基金」と目的を特定した「特定基金」において各事業を実施しています。
(事業のご指定がない場合は、一般基金として取り扱わせていただきます)

一般基金

三重大学振興基金事業

三重大学全体における奨学援助(三重大学修業支援事業を除く。)、国際交流及び地域貢献等の一層の進展を図り、もって教育・学術研究の振興に資することを目的とする事業として活用します。

※奨学金、災害時の学費援助、修学環境整備、その他本学の使命達成に必要な事業

- キャリア支援
- 課外活動施設等整備
- 地域活性化活動支援
- キャンパス環境整備

特定基金

三重大学修学支援事業

三重大学に在籍する経済的理由により修学困難な学生等を支援するために活用します。

※授業料減免、奨学金、留学生支援の事業

地域圏防災・減災事業

三重県を中心とした地域圏における防災・減災活動の推進の拠点として、防災・減災に資する教育、研究の推進、並びに社会貢献に寄与することを目的とする事業を行います。

※防災・減災セミナー、災害時の保健医療セミナー、セミナー実施後の地域へのフォローアップ、防災・減災に関する教育研究活動に活用します。

学生と市民の豊かな教養を育むための支援事業(教養教育院)

人文学部・人文社会科学研究科学生支援事業

教育学部・教育学研究科教育研究事業

教職大学院奨学金事業

医学系研究科・医学部教育研究事業

三重大学医学部附属病院運営支援事業

地域活性化に向けた工学系人材育成ネットワーク構築事業(工学部・工学研究科)

生物資源学部・生物資源学研究科教育研究事業

地域イノベーション学研究科教育研究支援事業

その他の基金活動

遺贈による寄附

クラウドファンディング事業

冠基金事業

寄附者様への謝意

ご寄附を賜りました皆様には、心より感謝申し上げるとともに、功績をたたえ、感謝状の贈呈、ご芳名銘板設置、本学ホームページにご芳名掲載等さまざまな形で顕彰させていただきます。

また、本学は内閣府賞勲局より、公益のために私財を寄附された個人や法人に授与される「紺綬褒章」の公益団体として認定されており、個人の方は500万円以上、法人・団体は1,000万円以上のご寄附をいただいた場合に、紺綬褒章授与申請の対象となります。

大学ホームページへのご芳名掲載

寄附者様の合意を得た上で、寄附者様のご芳名等を上半期(4月～9月)、下半期(10月～3月)の年2回、三重大学振興基金ホームページに掲載させていただきます。

感謝状の贈呈

寄附額が20万円以上の寄附者様(学内教職員を除く)には、感謝状を贈呈いたします。

三重大学振興基金特別寄附者銘板にご芳名掲載

寄附者様の合意を得た上で、講堂(平成18年度以降の寄附累計額)、事務局棟1階正面玄関(令和元年度以降の寄附累計額)にご芳名を掲載させていただきます。

※1. 個人、法人・企業・団体等とも

10万円以上の寄附(銘板小)、100万円以上の寄附(銘板中)、1,000万円以上の寄附(銘板大)

2. 事務局棟1階正面玄関銘板については、学内教職員を除く。



三翠ホール(講堂)内銘板



事務局内銘板

紺綬褒章

紺綬褒章は国の褒章制度のひとつで、公益のために私財(個人であれば500万円以上、団体であれば1,000万円以上)を寄附した個人または団体を対象として授与されるものです。

三重大学は、紺綬褒章の公益団体として、内閣府省勲局より認定を受けており、要件を満たした寄附者様のご意向を確認のうえ、本学から文部科学省(その後文部科学省から内閣府へ提出)に申請いたします。

ご受章までの流れ

必要書類のご提出後、本学で申請書類一式を作成し、文部科学省へ提出いたします。その後、内閣府において審査、閣議決定後、本学から寄附者様へ褒章等をお渡しいたします。(本学からの申請書類の提出から受章まで、およそ1年程度かかります。)



寄附者への返礼品

1. 一口100万円以上(個人限定)

- 三重大学医学部附属病院におけるPET健診
- 産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈
- 学長懇談会への招待

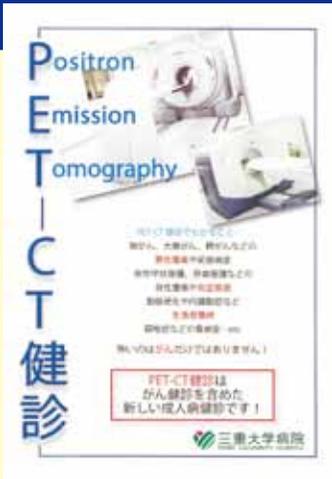
2. 寄付総額100万円以上

- 産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈
- 学長懇談会への招待

3. 寄付総額20万円以上

- 産学連携商品・農場生産物の贈呈
 - 学長懇談会への招待
- ※一口3万円以上のご寄附の方には、寄附額に応じて産学連携商品・農場生産物を贈呈

附属病院におけるPET健診(個人限定)



産学連携商品・農場生産物(プレミアム商品)の贈呈



※贈呈品一例

寄附者様への特典

記念品・顕彰	寄付金額					
	寄附者 全員	一口3万円 以上	10万円 以上	20万円 以上	100万円 以上	500万円 以上
礼状(学長メッセージ)	●	●	●	●	●	●
大学ホームページへのご芳名掲載	●	●	●	●	●	●
産学連携商品・農場生産物		●	●	●	●	●
振興基金特別寄附者銘板			●	●	●	●
感謝状 学長懇談会へのご招待				●	●	●
感謝状(額縁入) 附属病院におけるPET検診(個人限定)※ 産学連携商品・農場生産物(プレミアム)					●	●
紺綬褒章						●

※附属病院におけるPET検診(個人限定)については、一口100万円以上。

◎振興基金特別寄附者銘板、感謝状については、寄附累計額。

税制上の優遇措置等

「三重大学振興基金」へのご寄附は、税制上の優遇措置が受けられます。

寄附金控除を受けるには確定申告が必要です。本学発行の寄附金領収書をお使いください。

個人からのご寄附

所得控除の適用対象となります。

特定基金「三重大学修学支援事業」へのご寄附いただいた場合のみ、**所得控除**に加え**税額控除**の適用対象となります。確定申告の際に、いずれか一方の制度をご選択いただけます。

1. 所得税の優遇措置

所得控除

(所得税法78条第2項第2号)

寄附された年の所得金額から控除を受けることができます。
所得金額に対して寄附金額が大きい場合、減税効果が大きくなります。

$$\text{寄附金控除額} = \text{寄附金合計} - 2,000\text{円}$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。

税額控除

(租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項)

※「三重大学修学支援事業」へのご寄附の場合のみ、「税額控除」の適用対象
所得税額から直接寄附金額の一定割合が控除されます。

$$\text{寄附金控除額} = (\text{寄附金合計} - 2,000\text{円}) \times 40\%$$

※控除の対象となる寄附金額は、総所得金額の40%が上限となり、税額控除額は、
所得税額の25%が上限となります。

2. 個人住民税(県民税・市町村民税)の寄附金税額控除(地方自治体の条例)

住民税の寄附金税額控除を受けることができます。お住いの都道府県市町の税務担当へお問い合わせ願います。

法人からのご寄附(法人税法第37条第3項第2号)

ご寄附いただいた全額を損金算入することができます。

ご寄附の方法

賛助会員加入のお願い

賛助会員とは、定期的なご寄附を申しいただき、三重大学振興基金事業を安定的に継続し、さらに発展させるため毎年、ご寄附の協力をお願いする制度です。継続的なご寄附をお願いいたします。事務局へご連絡願います。

1 インターネット申込 (振込手数料は本学が負担します。)

ホームページをご覧ください

取扱い種類

● クレジットカード決済



● コンビニ決済



● Pay-easy(ペイジー)決済

検索



2 郵便振替・銀行振込

三重大学振興基金事務局 (TEL.059-231-9005) へご連絡してください。

本学専用振込用紙(ゆうちょ銀行)を郵送させていただきます。(振込手数料は本学が負担します。)

【本学専用振込用紙を利用しない場合】

郵便振替または銀行振込(ゆうちょ銀行以外)の場合は、本学への寄附申込書の提出が必要となります。

寄附申込書は本学ホームページよりダウンロードしていただき、必要事項をご記入の上、郵送またはFAX、E-mailにて三重大学振興基金事務局へ提出願います。電話でもお受けしております。

※この場合の振込手数料は、つぎの指定銀行の本・支店窓口の場合、本学が負担いたしますが、指定銀行以外での窓口の場合、振込手数料は寄附者様のご負担となります。

振込先名「国立大学法人 三重大学」

各振興基金事業(修学支援事業以外)用口座

振替・振込先	種目	口座番号
ゆうちょ銀行		00800-0-168781
百五銀行津駅前支店	普通	771322
三十三銀行三重大学前支店	普通	305506
みずほ銀行津支店	普通	1757352

修学支援事業用口座

振替・振込先	種目	口座番号
ゆうちょ銀行		00880-9-216860
百五銀行津駅前支店	普通	912599
三十三銀行三重大学前支店	普通	351163
みずほ銀行津支店	普通	1892713

- 本学へのご入金のご確定ができ次第、「お礼状」と本学が発行する「寄附金領収証」を送付させていただきます。なお、修学支援事業にご寄附いただいた方には、「お礼状」と「寄附金領収証」と「税額控除に係る証明書写」を送付させていただきます。

ご寄附に伴う個人情報の取り扱いについて

ご寄附により習得した個人情報は、本学から寄附者様にご連絡の必要がある場合のみ使用し、三重大学「個人情報の取り扱いについて」により、個人情報を適切に管理・保護し適正に取扱います。



お問い合わせ

三重大学振興基金事務局【研究・地域連携部社会連携チーム内】

〒514-8507 津市栗真町屋町1577番地 TEL. 059-231-9005 FAX. 059-231-9047 E-mail: kikin@ab.mie-u.ac.jp